

関連法令の推移

1 特定商取引に関する法律（特定商取引法）

昭和 51 年 12 月、「訪問販売」「通信販売」及び「連鎖販売取引（マルチ商法）」における消費者被害の防止、救済を目的として、特定商取引法の前身である「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」が施行された。

（主な改正経緯）

改正年月	改正内容
平成 8 年 11 月	電話勧誘販売を規制対象とする販売形態として追加（指定商品制）
平成 11 年 10 月	「特定継続的役務提供」を新たな規制対象として、営業所での契約であっても、クーリングオフ（8 日間）や中途解約ができること、また、役務に関連して契約した商品も同様であることを規定。対象役務として、「エステサービス」、「外国語会話教室」、「家庭教師派遣」、「学習塾」を政令指定
平成 13 年 6 月	特定商取引法に名称変更し、「業務提供誘引販売（内職・モニター商法）」を新たな規制対象として、契約した商品や販売形態を問わず、20 日間のクーリングオフを規定
	連鎖販売取引の規制対象となる「2 万円以上の金銭負担」要件を撤廃
	ネット通販に係る規制の追加
	排水管の清掃等を指定商品・役務として追加（政令改正）
平成 14 年 7 月	通信販売における広告メール再送信の禁止、受信拒否方法の表示義務を追加
平成 15 年 7 月 （政令改正）	火災警報器、衛生設備及びその清掃等を指定商品・役務として追加
平成 16 年 1 月 （政令改正）	特定継続的役務提供として、「パソコン教室」、「結婚相手紹介サービス」を追加
平成 16 年 1 1 月	訪問販売や電話勧誘販売における販売目的隠匿の禁止を追加
	連鎖販売取引において虚偽説明などで誤認して結んだ契約の取消を追加

（改正内容には政令改正によるものも含む）

2 消費者契約法＜平成 13 年 4 月施行＞

特定商取引法では、クーリングオフ期間経過後あるいは、適用対象となる販売形態や商品等以外の場合は、解約が困難であることから、このような案件の救済を目的として施行された。

＜法律の概要＞

- (1) 消費者と事業者の間に情報・交渉力の格差があることを、初めて法律で明記。
- (2) 業種や取引形態にかかわらず、消費者と事業者の間の契約すべてが対象。
(ただし労働契約を除く。)
- (3) 取消し及び無効の要件
 - ア 不本意な契約を取り消すことができる。
 - (ア) 事業者の不適切な行為によって誤認して契約した場合
 - ・ 重要事項の不実告知(ウソの説明)
 - ・ 断定的判断の提供(絶対儲かるなどと言う)
 - ・ 不利益事実の不告知(不利益なことを言わない)
 - (イ) 困惑して契約した場合
 - ・ 不退去(セールスマンが帰らない)
 - ・ 監禁(営業所などから帰してくれない)
 - イ 不当な契約条項は無効となる。
 - ・ 消費者に権利があるのに、事業者の責任を免除、制限する条項
 - ・ 不合理に高額なキャンセル料を定めた条項 その他
 - ・ 消費者の利益を一方的に害する条項

3 電子消費者契約及び電子承認通知に関する民法の特例に関する法律 ＜平成 13 年 12 月施行＞

電子商取引における消費者トラブルの防止を目的として施行された。

＜法律の概要＞

- (1) 操作ミスによる契約は、契約意思を確認するための措置(確認画面など)が講じられていない場合は無効を主張できる。
- (2) 契約成立時期は、民法では発信主義(契約する意思を発信した時)であるが、同法では到達主義(契約する意思が相手に到達した時)を採用している。